

連載

知っていますか？

自治基本条例

No.5

「名寄市自治基本条例」は本市のまちづくりを進めるための基本ルールです。今月号では、本条例が定める「行政運営の基本」について紹介します。

行政運営の原則 (第18条)

■市長等は、市民参加や情報共有の理念に基づき、公正で透明性の高い、開かれた行政運営を行わなければならない。

■市長等は、計画、財政、評価などの制度を相互に関連させ、その整合性に配慮しながら総合的で計画的な行政運営を行わなければならない。

■市長等は、行政運営において、法令の解釈や運用を適正に行わなければならない。この場合、地方自治の基本理念に基づき、自主的に法令を解釈し、運用することを原則とする。

法を課題解決・政策実現の手段として解釈・運用することを「政策法務」といいます。

総合計画等 (第19条)

■市は、まちの将来像を明らかにし、総合的かつ計画的な市政運営を進めるため、総合計画を策定しなければならない。

平成23年から総合計画の策定に法的な義務付けは無くなりました。しかし、総合的、計画的な行政運営を行うため、「名寄市」の行政運営の原則として、総合計画の策定を明記しています。

■各分野の政策や事業は、総合計画に根拠を置き、常に総合計画との調整を図りながら進捗管理を行わなければならない。

各年度の予算や、複数年度にわたる財政計画は、総合計画をその根拠としながら検討を行っています。

▲名寄市総合計画
2007(平成19年)～2016(平成28年)



■市長等は、総合計画の策定に際し、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、市民の意見を反映させるため、広く市民の参加を求めなければならない。

総合計画の策定にあたり、公募を含め、多くの市民の審議をいただき、計画の進行中にも多くの意見をいただきながら検討と見直しを行っています。

■市長等は、総合計画の進行状況を、適切な形で市民に公表しなければならない。

■総合計画は、経済的、社会的変化や新たな行政需要に柔軟に対応できるよう、常に検討や見直しを行わなければならない。

財政運営(第20条)

■市長等は、自立した運営を行うため、自らの判断と責任で財源を確保し、使途を決定する財政自治の原則を守るものとする。

■市長等は、総合計画の進行状況や行政評価の結果を踏まえて予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

■市長等は、予算の編成や執行の内容に関する十分な情報を市民に提供しよう努めなければならない。

予算編成やおもな事業は、広報なよろや市ホームページ、情報公開コーナーなどで情報をお伝えしています。

問い合わせ

企画課企画調整係

(名寄庁舎3階)

☎01654③2111

(内線3308)

FAX 01654③9083

✉ny-kikaku@city.nayoro.lg.jp